

Ⅱ 保健・給食

1 学校保健

学校保健を推進し、児童・生徒の健康の保持増進を図ることは、心身ともに健康な国民の育成を期して行う教育の目的達成に大きな役割を果たし、あらゆる教育活動の基礎を培うものです。

近年、社会環境や生活様式の変化は、児童・生徒の健康にも多様な影響を与えています。肥満やアレルギー疾患、生活習慣病の若年齢化、心身症等の疾病が注目されていることは、その現れといえます。

目黒区では、児童・生徒の健康保持に努め、健康診断の実施とともに健康教育を推進することで、さらに積極的な健康づくりに取り組んでいます。

(1) 健康診断

児童・生徒の健康の保持・増進を図るためには、健康状態を正しく把握して、適切な指導・管理を行うことが必要です。このため、小・中学校では定期的に健康診断を実施しています。

平成28年度から「四肢の状態」が健康診断の必須項目に加わったため、四肢の状態を検査する「運動器検診」を実施しています。

学校保健統計調査（平成30年度定期健康診断疾病異常集計表）

項目	区分	小 学 校							中 学 校				
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	1年	2年	3年	計	
在籍者数 (平成30年5月1日現在)	男	890	954	858	791	845	769	5,107	485	459	479	1,423	
	女	751	770	770	722	674	704	4,391	385	421	403	1,209	
受診者数	男	882	943	852	786	838	763	5,064	468	441	461	1,370	
	女	745	768	768	717	668	700	4,366	378	410	388	1,176	
栄養状態	①栄養不良	男	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		女	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	
	②肥満傾向	男	0	1	2	4	4	3	14	1	4	0	5
		女	2	0	1	1	1	1	6	0	1	0	1
脊柱胸郭 四肢	疾病・異常者数	男	29	19	23	16	32	32	151	10	10	17	37
		女	23	14	12	10	23	16	98	6	14	7	27
	①脊柱側弯症・ 脊柱異常	男	19	14	17	13	20	19	102	5	7	7	19
		女	17	14	8	9	17	13	78	5	12	6	23
	②胸郭異常	男	0	1	0	1	3	2	7	2	1	3	6
		女	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0
	③四肢異常	男	11	5	7	2	13	11	49	3	3	8	14
		女	6	0	4	1	6	3	20	1	2	1	4
視 力	①裸眼視力測定者 (②～⑤の合計)	男	874	938	835	759	792	695	4,893	441	406	401	1,248
		女	738	759	741	676	615	614	4,143	338	356	294	988
	②1.0以上	男	632	664	529	445	405	329	3,004	212	175	138	525
		女	529	489	418	311	279	255	2,281	126	103	82	311
	③1.0未満0.7以上	男	144	125	111	85	89	71	625	59	51	49	159
		女	118	110	104	86	58	61	537	54	52	36	142
	④0.7未満0.3以上	男	82	108	123	136	135	144	728	80	69	85	234
		女	76	122	142	155	136	115	746	67	72	65	204
	⑤0.3未満	男	16	41	72	93	163	151	536	90	111	129	330
		女	15	38	77	124	142	183	579	91	129	111	331
	⑥裸眼視力測定者のうち 眼鏡・コンタクトレンズ着用者	男	17	28	54	71	136	134	440	71	85	101	264
		女	17	26	58	91	121	154	467	78	104	90	272
⑦眼鏡・コンタクトレンズ装用 のため矯正視力のみ測定者	男	6	14	18	26	44	68	176	33	43	63	139	
	女	8	9	27	38	52	88	222	41	60	94	195	

項目		区分	小学校							中学校			
			1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	1年	2年	3年	計
眼疾患	疾病・異常者数	男	135	104	97	105	113	99	653	44	24	34	102
		女	91	101	86	95	86	98	557	34	23	21	78
	①感染性眼疾患	男	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		女	0	1	1	0	0	0	2	0	0	0	0
	②アレルギー性眼疾患	男	110	85	76	92	90	85	538	34	17	25	76
		女	66	75	75	81	72	79	448	23	15	14	52
③その他の眼疾患	男	32	28	28	19	23	17	147	16	10	16	42	
	女	27	28	14	18	20	22	129	12	10	8	30	
聴力	難聴	男	4	5	2	—	2	—	13	1	—	2	3
		女	11	4	5	—	1	—	21	2	—	1	3
耳鼻咽喉疾患	① 耳疾患	男	141	115	101	101	82	77	617	67	63	68	198
		女	142	116	85	66	56	70	535	29	26	29	84
	② 鼻・副鼻腔疾患	男	205	224	210	192	219	201	1,251	138	124	135	397
		女	143	151	136	141	113	138	822	77	73	89	239
	ア アレルギー性鼻疾患	男	134	163	157	168	188	174	984	121	109	117	347
		女	93	116	110	122	102	126	669	70	72	82	224
	イ その他の鼻・副鼻腔疾患	男	74	64	57	29	33	34	291	20	16	18	54
		女	51	41	28	19	12	13	164	7	1	8	16
③ 口腔咽喉頭疾患	男	7	6	1	0	4	5	23	7	7	10	24	
	女	3	2	3	1	4	4	17	5	2	3	10	
皮膚疾患	① 感染性皮膚疾患	男	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
		女	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0
	②アレルギー性皮膚疾患 (アトピー性皮膚炎)	男	79	60	66	55	59	57	376	27	22	15	64
		女	55	52	52	63	51	49	322	13	6	15	34
	③アレルギー性皮膚疾患 (アトピー性皮膚炎以外)	男	9	5	0	1	1	0	16	6	3	4	13
		女	7	2	2	0	2	0	13	4	0	1	5
④ その他の皮膚疾患	男	5	4	5	2	1	1	18	1	0	0	1	
	女	4	2	3	2	0	1	12	0	1	0	1	
結核	① 結核患者	男	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		女	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	② 密検査対象者	男	15	3	3	4	3	3	31	2	1	0	3
		女	9	5	3	6	4	5	32	1	4	0	5
心臓	① 心臓疾患	男	20	12	10	6	4	6	58	12	0	1	13
		女	18	6	6	8	3	1	42	8	2	1	11
	② 心電図異常	男	31	—	—	—	—	—	31	18	—	—	18
		女	19	—	—	—	—	—	19	10	—	—	10
検尿	① 尿蛋白検出	男	0	0	1	0	3	6	10	8	7	11	26
		女	0	1	3	0	3	7	14	11	6	3	20
	② 尿糖検出	男	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
		女	1	0	0	0	1	2	4	0	0	0	0
その他	① 気管支喘息	男	57	30	30	25	27	23	192	12	14	9	35
		女	33	18	18	19	17	16	121	11	7	5	23
	② 腎臓疾患	男	1	3	0	1	1	1	7	1	0	2	3
		女	1	1	2	2	0	1	7	2	0	0	2
	③ 言語障害	男	3	8	7	4	2	2	26	0	1	0	1
		女	4	1	2	0	1	1	9	0	0	0	0
	④ その他の疾病・異常	男	14	11	12	9	4	6	56	2	5	0	7
		女	3	6	7	4	4	2	26	2	4	0	6

項目	区分	小学校							中学校						
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	1年	2年	3年	計			
歯科	① 歯科受診者数	男	882	943	852	784	837	762	5,060	475	450	457	1,382		
		女	744	765	769	713	668	696	4,355	376	411	389	1,176		
	② う歯・要観察歯	乳歯又は永久歯	ア 処置完了者	男	138	194	221	199	192	150	1,094	65	48	62	175
				女	111	146	166	145	126	92	786	64	62	52	178
		イ 未処置歯のある者	男	94	117	113	82	106	77	589	49	45	82	176	
			女	95	66	96	91	82	76	506	38	48	49	135	
		ウ 要観察歯のある者	男	13	50	65	58	104	117	407	92	89	142	323	
			女	20	35	47	64	73	102	341	89	102	100	291	
	エ 永久歯のう歯経験者	男	41	41	48	59	64	66	319	63	61	85	209		
		女	65	72	63	53	49	58	360	61	73	78	212		
	③ 歯肉の状態	ア 歯周疾患	男	3	4	9	6	7	13	42	15	27	33	75	
			女	2	3	5	7	5	3	25	7	21	10	38	
		イ 歯周疾患要観察者	男	10	38	48	51	71	69	287	101	91	91	283	
	女		7	28	34	45	28	44	186	64	58	53	175		
	⑤ 歯列・咬合の異常	男	19	27	19	30	31	37	163	9	13	25	47		
		女	26	32	36	30	31	26	181	13	23	12	48		
	⑥ 顎関節の異常	男	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0		
		女	0	0	0	1	1	0	2	0	0	0	0		
	⑦ 歯垢の状態	男	1	0	16	12	7	15	51	23	37	40	100		
		女	5	8	6	11	6	7	43	15	29	13	57		
⑦ その他の歯・口腔の疾病・異常	男	8	3	5	4	3	0	23	5	7	12	24			
	女	12	3	6	4	2	4	31	2	5	3	10			
⑧ 永久歯のう歯の内容	ア 未処置歯数 (D)					男	73	73	93	—	—	93			
						女	91	91	75	—	—	75			
	イ う歯による喪失歯数 (M)					男	0	0	11	—	—	11			
						女	0	0	19	—	—	19			
	ウ 処置歯数 (F)					男	142	142	117	—	—	117			
						女	102	102	152	—	—	152			

(2) 児童・生徒の体位

本区の児童・生徒の体位については、身長において、男子はすべての学年で国平均を上回っており、女子は中学1年生を除いて国平均を上回っています。体重については、男子は小学1年生、6年生、中学2年生を除いて国平均を下回っています。女子は中学2年生を除いて国平均を下回っています。

なお、座高の計測は健康診断の必須項目ではなくなったため、平成28年度から廃止しました。

児童・生徒の平均体位の比較

(平成30年7月)

学校	学年	性別	身長 (cm)			体重 (kg)		
			区	都	国	区	都	国
小学校	1年	男	117.5	116.7	116.5	21.6	21.3	21.4
		女	115.8	115.9	115.6	20.6	20.9	20.9
	2年	男	123.2	123.0	122.5	23.9	24.6	24.1
		女	122.0	121.9	121.5	23.4	23.6	23.5
	3年	男	128.8	128.3	128.1	27.0	27.4	27.2
		女	127.6	127.7	127.3	26.0	26.2	26.4
	4年	男	134.1	134.4	133.7	30.5	30.6	30.7
		女	134.1	133.8	133.4	29.9	30.1	30.0
	5年	男	139.7	139.0	138.8	34.0	33.9	34.1
		女	140.9	140.4	140.1	33.7	34.3	34.1
	6年	男	146.1	145.5	145.2	38.8	38.4	38.4
		女	147.3	147.7	146.8	38.6	39.4	39.1

学校	学年	性別	身長 (cm)			体重 (kg)		
			区	都	国	区	都	国
中学校	1年	男	153.5	153.0	152.7	43.7	43.8	44.0
		女	151.7	152.5	151.9	42.8	43.7	43.7
	2年	男	160.3	160.5	159.8	49.1	48.9	48.8
		女	156.4	155.5	154.9	48.2	47.3	47.2
	3年	男	165.8	166.0	165.3	52.9	54.2	54.0
		女	156.8	157.5	156.6	49.2	49.4	49.9

(3) 独立行政法人日本スポーツ振興センター

学校、幼稚園及びこども園の管理下で発生した災害(事故)について、「独立行政法人日本スポーツ振興センター」がその保護者に対して一定の基準に基づき医療費等の給付を行うことにより、学校教育の円滑な実施に資することを目的とする共済制度が設けられています。本区では、全児童・生徒並びに幼児が加入し、加入に要する共済掛金は全額公費負担しています。

学校管理下における災害発生件数及び支給額

	幼稚園・こども園	小学校	中学校	合計
加入者数	244	9,492	2,624	12,360
発生件数	5	494	192	691
支給額(円)	20,052	5,331,780	2,344,814	7,696,646

災害発生の状況

区分	幼稚園・こども園		小学校		中学校		
	件数	%	件数	%	件数	%	
災害発生状況	各教科等	-	-	170	34.4	76	39.6
	特別教育活動	-	-	38	7.7	14	7.3
	学校行事	-	-	12	2.4	21	10.9
	課外指導	-	-	2	0.4	51	26.6
	休憩時間	-	-	238	48.2	28	14.6
	通学中	-	-	34	6.9	2	1.0
	保育中	5	100.0	-	-	-	-
	通園中等	0	0.0	-	-	-	-
計	5	100.0	494	100.0	192	100.0	

けが等の種類

区分	幼稚園・こども園		小学校		中学校		
	件数	%	件数	%	件数	%	
けがの種類	骨折	0	0.0	118	23.9	57	29.7
	捻挫	0	0.0	93	18.8	29	15.1
	脱臼	1	20.0	20	4.1	2	1.0
	挫傷・打撲	3	60.0	169	34.2	61	31.8
	靭帯損傷・断裂	0	0.0	18	3.6	16	8.3
	挫創	1	20.0	34	6.9	4	2.1
	切創・刺創	0	0.0	8	1.6	3	1.6
	裂創	0	0.0	4	0.8	1	0.5
	擦過傷	0	0.0	2	0.4	1	0.5
	歯牙破折	0	0.0	2	0.4	0	0.0
	その他	0	0.0	2	0.4	1	0.5
	疾病の種類	食中毒	0	0.0	0	0.0	0
その他		0	0.0	24	4.9	17	8.9
計	5	100.0	494	100.0	192	100.0	

(4) 学校環境衛生検査

学校環境衛生の基準に基づき、各小中学校、幼稚園及びこども園において、下記の環境衛生検査を行っています。結果に基づき指導し良好な状態を保つようにしています。

- ・各小中学校、幼稚園及びこども園による日常検査・・・飲料水水質検査、水泳プールの水質検査等
- ・各小中学校、幼稚園及びこども園による定期検査・・・ダニ又はダニアレルゲン検査
(平成 16 年度から年 1 回)
- ・各小中学校、幼稚園及びこども園薬剤師による定期検査・・・飲料水水質検査 (年 1 回秋)、
水泳プールの水質等検査 (使用期間中 4 回程度)、
室内の照度・粉塵・二酸化炭素の検査 (年 1 回冬)
- ・専門業者による定期検査・・・水泳プール水総トリハロメタン検査 (平成 14 年度から年 1 回)、
水泳プールろ過装置処理水濁度検査 (平成 15 年度から年 1 回)、
ホルムアルデヒドの室内空気環境検査 (平成 15 年度から年 1 回)

2 学校給食

学校給食は、教育活動の一環として、児童・生徒の基本的な生活習慣の形成や、社会性を身につけさせ、豊かな人間関係の育成を図ることをねらいとして実施しています。

平成 17 年 6 月には「食」について改めて意識を高め、自然の恩恵や「食」に関わる人々の様々な活動への感謝の念や理解を深めつつ、「食」に関して信頼できる情報に基づく適切な判断を行う能力を身につけることによって、心身の健康を増進する健全な食生活を実践するため食育基本法が制定されました。

学校給食における「食」に関する指導がますます重要になる中、「学校における食育指針」(平成 27 年 3 月改定)を基に、これまでの食育の取組状況を改めて確認しながら、食に関する指導や学校給食の食事内容の充実を図っていきます。

(1) 食事内容

食事内容については、次のような点に配慮して献立作成を行いました。

- ア 1 人 1 回当たりの学校給食摂取基準は、「目黒区児童又は生徒 1 人 1 回当たりの学校給食摂取基準」に基づき行う。
- イ 学校給食摂取基準を満たし、多様な食品を組み合わせた献立にするため、「目黒区学校給食の標準食品構成」に基づき行う。
- ウ 主食の配分は 5 日間を 1 サイクルとし、米飯 3 回、パン 1 回、麺 1 回とする。
- エ 学校における給食指導の目標や指導方法を踏まえた献立作成を行う。
- オ 旬の食材を取り入れ、季節感のある献立作成を行う。
- カ 食文化に対する関心や理解を深めることができるよう、地場産物(都内産の農畜水産物など)を取り入れた献立、行事食、各地の郷土食等の献立を取り入れる。
- キ 手作りの味を大切にし、調理済食品や化学調味料を使用しない。
- ク 食材の安全を確保するため、不必要な食品添加物が添加された食品や鮮度、品質等の判別が困難な加工食品は使用しない。
- ケ 放射性物質への対応として、児童・生徒が安心して食べることができるよう、できる限り内部被ばくを軽減することを前提に食材を選定する。

学校給食摂取基準（児童・生徒1人1回当たり）

区 分	小 学 校			中 学 校
	低学年(6～7歳)	中学年(8～9歳)	高学年(10～11歳)	
エネルギー(kcal)	530	640	750	820
たんぱく質(g)	20	24	28	30
範 囲 ※1	16～26	18～32	22～38	25～40
脂 質(%)	学校給食摂取エネルギー全体の25～30%			
ナトリウム(食塩相当量)(g)	2未満	2.5未満	2.5未満	3未満
カルシウム(mg)	300	350	400	450
鉄(mg)	2	3	4	4
ビタミンA(μgRE)	150	170	200	300
ビタミンB1(mg)	0.3	0.4	0.5	0.5
ビタミンB2(mg)	0.4	0.4	0.5	0.6
ビタミンC(mg)	20	20	25	35
食物繊維(g)	4	5	6	6.5
マグネシウム(mg)	70	80	110	140
亜鉛(mg)	2	2	3	3

この摂取基準は、国が全国的な平均値を示したものを、区の基準として採用したものであるから、適用に当たっては、個々の健康及び生活活動等の実態等に十分配慮し、弾力的に運用した。

(2) 学校給食の指導

給食指導については、「学校における食育指針」に基づき、次のような点を目標に指導を行うとともに、交流給食や試食会、招待給食等を実施しました。

- ア 栄養のバランスのとれた食事を通して、正しい食習慣を身につけさせるとともに、生涯の健康づくりを培う観点から、他の関連する教科との連携を図りながら、望ましい食習慣や食生活について指導を行う。
- イ 準備、会食、後片付けを通して協力、協調の精神や社会性を養うとともに、好ましい人間関係を育てるため、グループ給食等の会食形態やランチルーム等を活用した他学年・他学年との交流給食等、明るく和やかな食事の場づくりを工夫する。
- ウ 学校と家庭・地域と連携した食育の推進のために、試食会や地域の方を招いての招待給食等を実施する。

(3) 学校給食費

学校給食法では、学校給食に必要な施設・設備費や人件費等は学校設置者の負担とし、それ以外の経費は学校給食費として、保護者の負担としています。ただし、牛乳については、国による助成措置が行われました。

給食の平均実施回数は、小学校で199回、中学校で193回となっています。

学校標準給食費

区 分	小 学 校			中 学 校
	低学年	中学年	高学年	
1食単価	247円	267円	289円	333円

(4) 特別給食

子どもたちが伝統的な食文化に親しみ、それを継承することの大切さを理解するよう、日本の行事にちなんだ行事食や各地の郷土料理、国際理解を深めるための世界の料理などを取り入れた特別給食を実施しています。

目黒区では、特別給食にかかる経費の一部を補助しています。

(5) 学校給食の安全

腸管出血性大腸菌O-157 やサルモネラ等の食中毒や事故を防止し、安全で衛生的な給食を実施するため、次のような対策を行いました。

- ア 調理手順や作業動線が複雑となる献立の組み合わせは避ける。
- イ 調理は加熱を原則とし、中心温度計を用い75℃1分間以上（カキ、アサリなどの二枚貝は85～90℃90秒間以上）の加熱を確認する。
- ウ 野菜については加熱処理を原則とする。トマトときゅうりは、洗浄、湯通し等を行い供食する。ただし、適切な温度管理のできる施設においては生食しても良い。
- エ 果物については生食を可能とするが、流水で3回洗浄し、洗浄後は素手では取り扱わない。
- オ 和えものやサラダについては、適切な温度管理ができない場合は行わない。
- カ 食材の納入時には、品質、鮮度、品温、異物の混入等について確認を行う。
- キ 調理従事者に腸内細菌検査（腸管出血性大腸菌O-157を含む）を年24回実施するとともに、「衛生管理チェックリスト-日常点検票-」により日々の衛生管理の確認を行う。
- ク 栄養教諭・栄養職員に、衛生管理に関する情報提供を行い、理解を深め、意識の向上を図る。

(6) 給食備品の整備

給食室の大型備品については、保守点検結果等に基づき、毎年、入替えを行っています。平成30年度は次の備品の入替えを行いました。

備 品	小 学 校	中 学 校
回転釜	下目黒小学校、緑ヶ丘小学校、 原町小学校、不動小学校、 東根小学校	第一中学校、第十中学校、 大鳥中学校
スチームコンベクションオープン	緑ヶ丘小学校	—
熱風消毒保管庫・殺菌庫	八雲小学校、中目黒小学校、 月光原小学校、東根小学校	第九中学校
冷蔵庫等	—	第九中学校、第十中学校
食器洗浄機	宮前小学校	—
炊飯器	鷹番小学校	—

(7) 給食調理業務委託

学校給食調理業務の効率的運営を図るため、平成11年度に中学校から給食調理業務委託を開始しました。

委託内容は、調理業務とそれに付随する配缶、運搬、食器具の洗浄等の業務です。献立の作成及び食材料の購入は各学校の栄養教諭・栄養職員が行います。平成21年度で区内全小・中学校の給食調理業務委託が完了しました。

3 健康教育の推進

児童・生徒一人ひとりの健康課題の改善、健康の保持増進、体力の向上を図るため、学校と教育委員会が連携して取組を進めています。また、めぐろ学校サポートセンターで行っていた健康教育推進事業を平成27年度からは学校運営課で行い、学校健康トレーナーを所属変更したことにより事業の連携を図りました。

健康課題のある児童への対応として、学校健康トレーナーの全小学校への派遣、参加を希望する児童を対象とした「めぐろ元気あっぷ教室」の開催、健康・栄養相談を実施しました。また、すべての児童・生徒への対応として、学校歯科医会との連携により、給食後の歯磨き運動の取組みを推進したほか、「めぐろ子どもスポーツ健康手帳」を区立小学校の全児童に配布し、リーフレット「健康の保持増進・体力向上のために」を区立中学校の全生徒に配布しました。

さらに、平成26年度に改定した「学校における食育指針」に基づき、食育を推進したほか、家庭や地域が食に関する認識を深め、学校と連携した食育の推進に資することを目的として「食育実践事例集」を発行しました。

(1) 学校健康トレーナーの全小学校への派遣

学校健康トレーナー（6人）を区立全小学校へ定期的に派遣し、肥満や体力不足などの健康課題の改善に向けて運動支援や運動観察などの活動を延べ17,986件（対象児童951人）行いました。また、教職員と連携して、相談・指導（運動プログラムや生活改善プログラムの提供等）を実施しました。

保護者との面談件数

相談内容	肥満	体力不足	やせ	その他	合計
件数	13	7	0	1	21

(2) 健康相談・栄養相談

学校健康トレーナーが、児童の健康上の課題等について相談に応じています。また、食育推進指導員（管理栄養士）が児童・生徒の食生活に係る課題等について、相談に応じています。

(3) めぐる元気あつぷ教室・夏季水中運動教室の開催

めぐろ学校サポートセンター、八雲小学校体育館及び碑小学校体育館において、小学生を対象に楽しみながら運動し肥満解消や体力づくりを行う「めぐろ元気あつぷ教室」を3期（延べ105回）実施しました。また、夏季休業期間に五本木小学校プールで「夏季水中運動教室」を延べ3日間実施しました。

めぐろ元気あつぷ教室の実施状況（延べ人数）

会場・コース			参加者
1期	めぐろ学校サポートセンター	水曜	212人
		土曜午前A	101人
		土曜午前B	137人
		土曜午後	55人
	八雲小学校	水曜	129人
	碑小学校	土曜午前A	140人
土曜午前B		108人	
夏季水中運動教室	五本木小学校プール	3日間(8/7~9)午前	115人
2期	めぐろ学校サポートセンター	水曜	190人
		土曜午前A	166人
		土曜午前B	136人
		土曜午後	79人
	八雲小学校	水曜	148人
	碑小学校	土曜午前A	161人
土曜午前B		88人	
3期	めぐろ学校サポートセンター	水曜	180人
		土曜午前A	136人
		土曜午前B	141人
		土曜午後	91人
	八雲小学校	水曜	143人
	碑小学校	土曜午前A	156人
土曜午前B		76人	